

タックス

令和1年10月15日発行 第104号 共通版

□ 秋の農作業安全確認運動 □

現在、秋の農作業安全確認運動を実施中です。安全確認を徹底して作業を行いましょう。



事故発生

JAえちご上越管内 農作業事故発生状況（9月以降）

秋作業において9月以降2件の労災事故が発生しました。

- 稲刈り作業の補助作業として角刈りをしていたところ、手足のしびれ・目眩がおき、作業を中断し病院を受診したところ熱中症と診断された。
- 作業所で精米作業中に、米を計量するため計量カップが必要になり取りに行ったところ、置いてあった自走式草刈機につまずき転倒し額を切創した。



消費税軽減税率制度が始まりました。

軽減税率制度ってそもそも何？

令和1年(2019年)10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施され、消費税率は軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は？

- 酒類・外食を除く飲食料品 ○ 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

参考:主食米(飼料用米除く)・野菜・・・8%

飼料用米・観賞用花卉・肥料・農薬・機械・作業受委託料・・・10% 小作料・・・非課税

日々の取引や経理にはどのような影響があるの？

- ・10月1日以降 取扱商品や仕入れ(経費)が軽減税率対象品目であるか区分して記帳する必要があります。
- ・消費税の申告は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。(本則課税者)

その他改正事項

- ・ **委託販売手数料の取扱い変更**・・・JA などへの委託販売について今までは販売手数料を差引いて売上を計上することが認められていましたが、今後は差引くことができず売上額をそのまま計上することになるため、場合によって消費税の免税事業者から課税事業者となる場合がある。
- ・ **区分記載請求書の作成**・・・軽減税率導入に伴い、農産物の買い手が本則課税で申告する場合、仕入れ税額控除を行うには売り手(農家)が区分記載請求書を発行しなければならない。(JA販売は不要)

※区分記載請求書とは、①軽減税率対象品目である旨を記載(※印は軽減税率対象品目です。など)
②税率ごとに販売額の合計金額をそれぞれ記載。

- ・ 農産物に係る簡易課税の「みなし仕入率」の変更・・・70%→80%に引き上げられる。

※あくまで「食用」の農産物に限ったことです。花卉などは従来通り70%です。

令和1年産米コシヒカリ仮渡金の改定（追加払い）について

1. 改定する銘柄と単価

(単位：円/60Kg (税込))

品種銘柄・等級	当初仮渡金単価	追加単価	改定後単価
コシヒカリ（契約栽培含む）2等	14,000	400	14,400
コシヒカリ（契約栽培含む）3等	11,500	500	12,000

2. 精算予定日 令和元年12月20日（金）

県域担い手税務相談窓口の設置について

目的：担い手の日常的な会計税務、組織移行の相談取次窓口を JA 新潟中央会内に設置し、専門家から直接回答を行うことで、担い手の経営発展を支援します。

設置時期：10月～3月、週3回（原則火・木）9：30～16：30までの間とし、相談時間は1名あたり原則1時間です。（事前予約制）

申込方法：相談希望日の2週間前までに農業対策課 TEL：025-527-2035 まで申込み下さい

相談場所：JA 新潟ビル 6F（新潟市中央区東中通一番町 189-3）（相談者で行って下さい）

相談料：無料

相談対象者：JA 組合員の農業者とします

伐木等(チェーンソー・大径木)特別教育講習会 開催のお知らせ

今年もチェーンソーの資格取得講習会を開催します。受講者には「特別教育終了証」が交付されます。

○日程 1日目 学科 11月5日(火) 2日目 実技 11月6日(水)又は7日(木)
3日目 学科・実技 11月8日(金)AM又PM (計2.5日間)

○場所 有田支店 会議室（上越市春日新田 5-3-30）

○受講料 1人 22,000円（テキスト代含む）当日お支払いください



受講を希望される方は、農業対策課(経営サポート)へお問い合わせください。受講申込書、運転免許証のコピー、顔写真(30mm×24mm)を、10月25日(金)までに提出していただきます。

～お問い合わせ先～ 農業対策課(経営サポート) TEL：025-527-2035

農業所得申告支援システムについて

農業所得申告支援システムは、JAとの1年分の取引を、農業所得の収支計算に活用しやすくまとめた帳票を、毎年1月中旬にお届けするシステムです。以下の方は登録・解除の手続きが必要となりますので、各支店・出張所で手続きをお願いします。登録・解除には印鑑が必要です。

- 米の出荷名義を変更し、新しい名義人となった方
- 離農などでシステム帳票が不要となった方



※昨年度、追加発行にて帳票をお申し込みされた方で本登録がお済みでない方は、今年度分の帳票は作成・郵送されません。今年度も帳票が必要でしたら、事前に各支店・出張所にてお申し込みください。

担い手通信(タックス)発行元・お問い合わせ先
JAえちご上越 営農部 農業対策課(経営サポート)
TEL 025-527-2035
FAX 025-527-2019
Eメール j.nougyosupport@ja-ej.com
ホームページ <http://www.ja-echigojoetsu.or.jp/>

だんだんと日没時間が早まってきました。
農機も車も早めにライトを点灯しましょう。

